

# 「国と地方の二重行政」の弊害の事例

福 岡 県

## 例 1 個別労働関係紛争の解決

- 地方が実施してきた事務を国が法律を定め二重に行うこととなった -

### 1 現状

各都道府県においては、従来から地域の実情に応じて、労政所管の事務所を中心に、労働組合を介さない個別的な労使紛争に関する労働相談やあっせんを行っていたが、国は平成13年に法律を制定し、個別労働関係紛争の解決を国の直轄事務とした。

その一方で、利用者の利便のため多くの窓口が整備されることが望ましいという考え方に基づき、引き続き都道府県も「相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする」(法20条)こととされた。

その結果、都道府県ごとに新設された労働局と都道府県が、個別労働関係紛争の解決に関して全く同じ業務を二重に行うこととなった。

### 2 弊害

国のあっせんは労働局が行っているが、個別労働関係紛争の中には、労働基準監督行政、職安行政にも関わるような案件が多く、これらの行政は労働基準監督署、公共職業安定所と労働局以外で行っているため、一つのトラブル事案に含まれる様々な要素に十分な対応が取りにくくなっている。

都道府県は労働情勢の把握を業務として日常的に実施していることから、労働組合との接点を持っているが、労働局は日常的な接点がないため、都道府県より解決方法が限られてくる。

### 3 解決策

地方は、労働組合、警察、社会福祉団体等様々な機関と連携しながら労働相談やあっせんに対応している。

労働組合が行う集団的労働関係紛争のあっせんは都道府県の地方労働委員会が行っており、これと一体的に行うことで、より効果的な対応をとることが可能である。

例 1 視力障害を持つ労働者が、会社を辞めたいと申し出たが、会社の上司が辞めさせないと暴力をふるったケース

- ・県警と連携して会社の社長と協議し、円満退社に結びつけた。
- ・その後、離職により民間アパートの家賃が払えなくなったため、自治体と障害者支援団体が協力して、公営住宅に入居することができた。

例 2 労働組合に属さない労働者が解雇通告を受けたため、解雇理由の明示と解雇の撤回を求めて相談があった事例。

- ・労働組合の加入を助言し、集団的労働紛争事案として地方労働委員会であっせんを行った。

例 3 セクハラに伴う解雇事案のケースでは、総合窓口への相談後、労働局の雇用均等室と労働基準監督署に対応が切り分けられた。

- ・セクハラに伴う解雇事案の相談を受け、相談員のあっせんや円満退職後、自治体が行う再就職支援講習会を紹介し、受講の後、新たな職場に復帰した。

相談者に身近で従来からのノウハウを持ち、かつ地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟に対応できる地方に任せの方が効果的である。

## 例2 福祉のまちづくり

- 総合施策が重要なのに、国が後から口を出し整合性が保てなくなった -

### 1 現状

国は、平成6年にバリアフリーの特定建築物のバリアフリー化を目的に、「ハートビル法」を制定、施行した。

「ハートビル法」は、対象が大規模な建築物のみであり、また努力義務を定めただけ過ぎないことから、都道府県では条例を制定し、地域の実情を反映しながら、対象の拡大や義務化、審査手続の整備等を行うとともに、市町村では条例に基づく整備計画を策定し、より実効性の高いバリアフリーのまちづくりを総合的に進めてきた。

そのような中、国においては平成12年に駅舎など旅客施設等のバリアフリー化を目的とした「交通バリアフリー法」を制定した。

また、「ハートビル法」については、平成15年の改正により、特定の建築物については、改正法に基づく基準が建築確認の要件とされた。

### 2 弊害

その結果、次のような2つの問題が生じている。

国はバリアフリー化を縦割りで進めており、大規模な建築物や旅客施設など、それぞれの所管で対象をつまみ食いの的に定めている。

このため、面的、総合的にバリアフリー化をめざす条例との整合性が取れなくなり、市町村が条例に基づき一体的に進めているバリアフリー化をかえって阻害してしまう懸念がある。

二重の規制を受けることとなったことから、事業者は、建築基準法と条例の二つの申請(届出)が必要となり不便である。

また、条例では便所にベビーチェアの設置を義務づけているが、法律では課せられていないなど、基準のずれも生じている。

### 3 解決策

バリアフリー化は、大規模な建築物や旅客施設など点的に行っても効果はなく、高齢者や障害者等住民が社会、文化、経済活動等に積極的に参加できる社会を形成するといった「まちづくり」の視点から総合的に取り組む必要がある。

まちづくりは、地域の実情を反映し、かつ他の福祉施策等との連携が可能な市町村が一元的に行った方が合理的である。

対象施設の比較

交通バリアフリー法	ハートビル法	福祉のまちづくり条例
<p>                     駅                      バスターミナル                      旅客線ターミナル                      航空旅客ターミナル                      鉄道車両、バス、旅客船、                      航空機 など                      駅などの旅客施設を中心                      とした周辺の道路、駅、                      広場、信号機等                 </p>	<p>                     盲学校、聾学校又は養護学校                       病院又は診療所                      劇場、観覧場、映画館又は演                      芸場                      集会場又は公会堂                       展示場                      百貨店、マーケット等の店舗                      ホテル又は旅館                      保健所、税務署等の官公 署                      老人ホーム、身体障害者福祉                      ホーム等                      体育館、水泳場、ボーリング                      場又は遊技場                       博物館、美術館又は図書館                       公衆浴場                      飲食店                      郵便局、理髪店等サービス業                      を営む店舗                       旅客の乗降又は待合いの用に                      供する建築物                      自動車の停留又は駐車のため                      の施設                      公衆便所                 </p>	<p>                     鉄道駅舎、軌道の停留所、バ                      スターミナル、乗船場、航空                      ターミナル等公共輸送車両等                      の用に供する施設                       学校（専修学校、各種学校、                      自動車教習所を含む）                      病院、診療所等の医療施設                      劇場、観覧場、映画館、演芸                      場等娯楽施設                      集会所、公会堂、隣保館、公                      民館等集会施設                      展示場                      百貨店、マーケット等の店舗                      ホテル、旅館等宿泊施設                      保健所等官公庁施設                      老人福祉施設等の社会福祉施                      設                      体育館、水泳場、ボーリング                      場等スポーツ施設及びマージ                      ャン店等遊技施設                      博物館、美術館、図書館、研                      修所等教育文化施設                      公衆浴場                      飲食店                      郵便局、理髪店、銀行その他                      の金融機関等サービス業を営                      む施設                      公共輸送車両等の用に供する                      施設（再掲）                      一般公共のように供される自                      動車車庫                      公衆便所                       地下街                      ダンスホール、カラオケボッ                      クス等の遊興施設                      共同住宅、寄宿舍等共用部分                      を有する居住施設                      事務所                      工場                      道路法に基づく道路                      都市公園                      路外駐車場                      5 ha 以上の住宅開発団地                 </p>

ハートビル法は 2,000 m<sup>2</sup>以上の施設をのみ対象、条例では種類に応じて細かく区分（全て対象、300 m<sup>2</sup>以上、1,000 m<sup>2</sup>以上、2,000 m<sup>2</sup>以上）

### 例3 職業紹介

— 国と地方が行っているが、地方に集約した方が効果的 —

## 社会福祉分野

### 1 現状

- 従来国の出先機関（ハローワーク）に限定されていた職業紹介については、地域の事情に応じたきめ細かいサービスが必要との理由から、平成4年6月に法改正が行われ、社会福祉分野における人材確保については、地方自治体が行うことが可能となった。
- このため、現在、社会福祉分野の職業紹介は、ハローワークと都道府県が委託した都道府県福祉人材センターの両方で行われている。
- 福祉人材センターでは啓発活動や研修・相談等の業務を通じて、平素から福祉施設の実態把握に努めるとともに、人材登録についても福祉人材バンクと連携し、ホームヘルパーやケアマネージャー、保育士等、必要な有資格者を中心に進め、求人側と求職側の希望に沿ったきめ細かな紹介ができるようにしている。  
また、職業紹介のみならず、入門教室や施設体験、就職後の研修、職場環境の改善等を総合的に行うことで定着を図っている。
- これに対し、ハローワークでは失業者解消の観点から、賃金・労働時間等の条件が合えば紹介しているが、ハローワークの窓口では、社会福祉分野への就職を希望する人に対しては、豊富な専門的情報で対応ができるとの理由で、都道府県の福祉人材センターをあわせて紹介している。

### 2 弊害

- 社会福祉分野においては、都道府県に比べてハローワークの情報量が限られているため、適切な紹介ができないケースが生じている。
- 例えば、福祉職場を希望する元営業職の男性サラリーマンに対して、ハローワークの担当職員が需要の多いホームヘルパーの資格取得を勧め、資格を取得させたものの、男性から介護を受けることに対して抵抗を持つ人が未だに多いという現場の実態を知らなかったために、なかなか就職に結びつかないといった事例が起こっている。
- 福祉人材センターでは、このような場合、本人希望だけでなく、キャリアをできるだけ生かすという観点から紹介しており、例えば身体障害者授産施設で制作した作品の販売員などを紹介することが可能であった。

## 自動車関連産業分野

### 1 現状

- 社会福祉分野以外の職業紹介については、平成15年6月職業安定法の一部改正により、地方公共団体においても国への届出によって実施することが可能となった。
- そこで福岡県では、成長産業である自動車関連産業分野における高い求人ニーズに的確に対応するため、無料職業紹介事業の届出を国に行い、直接職業紹介することとした。
- 福岡県若年者しごとサポートセンターでは、職業観の形成、職業相談、ハローワークと連携した職業紹介に至るまでの様々なサービスをワンストップで提供している。  
特に本年度からは、『自動車関連産業即戦力人材育成講座』において、企業内職場訓練を活用した基礎的・実践的な短期職業訓練を実施している。
- このような職業相談から職場訓練そして職業紹介までの一体的・総合的サポートによって、自動車関連産業分野への高い就職率につながっている。

### 2 弊害

- ハローワーク単独では、地方自治体が進める重点的な産業施策に即応した分野への誘導を行うことが困難となっている。

### 3 解決策

- 職業紹介は、地域経済の活性化に不可欠な雇用開発や企業誘致など、地域の産業振興や住民福祉と密接に関わっており、できるだけ情報を集約し、地方で一本化して行うことが望ましい。
- 都道府県では、雇用開発や企業誘致活動を通じて、企業ニーズや地域が優位性を持つ人材の情報等、多くの独自情報を有している。  
これらと連携してきめ細かく職業紹介を行うことが、ミスマッチを発生させないことにもつながる。

#### 例4 商工会議所の監督指導

- 国と県の監督権限が複雑に錯綜し、二重に指導 -

##### 1 現状

商工会議所に対する監督権限については、商工会議所法に基づき国が行うものと都道府県が行うものとに分けられている。

この監督権限の割り振りは事項ごとに詳細に分けられており、その基準も明確ではない。

##### 2 弊害

商工会議所に対する監督権限が混在しており、商工会議所に対しては、国と都道府県双方から指導が行われている。

例えば、定款変更については、会員、役員の資格要件、議員総会や常議員会については国が、会費や部会、事務局については都道府県が許可権限を持っているため、内容に応じて国と都道府県の双方に申請しなければならず、それぞれから指導を受けることになる。

##### 3 解決策

商工会議所に対する指導監督の一貫性や申請者の負担の軽減を考慮すると、商工会議所に対する監督権限は一本化することが望ましい。

商工会議所の役割は、地区内の商工業の総合的な改善発展を図ることであり、地域商工業行政とも密接に関わっている。

また、都道府県は商工会議所に対して、毎年度の事業報告や事業の実施を通じ、日常的にその実情を把握している。

こうしたことから、現在、経済産業局と都道府県に分かれている商工会議所に関する監督権限を都道府県に一元化し、許認可事務についても事務の簡素効率化を図るべきである。

【商工会議所に係る国と都道府県の権限】

事 項	国	都道府県
名称使用の許可		
特定商工業者の該当基準引き上げの許可		
商工業者法定台帳の作成期間の延長		
商工業者法定台帳の作成期間の延長の通知		
負担金の賦課の許可		
設立の認可		
設立に伴う意見の聴取		
認可又は不認可の通知		
定款変更の認可		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的</li> <li>・ 名称</li> <li>・ 事業</li> <li>・ 地区</li> <li>・ 事務所の所在地</li> <li>・ 会員たる資格に関する事項</li> <li>・ 会員の加入及び脱退に関する事項</li> <li>・ 会員の権利及び義務に関する事項</li> <li>・ 会費に関する事項</li> <li>・ 法定台帳に関する事項</li> <li>・ 負担金に関する事項</li> <li>・ 役員に関する事項</li> <li>・ 議員に関する事項</li> <li>・ 議員総会に関する事項</li> <li>・ 常議員会に関する事項</li> <li>・ 部会に関する事項</li> <li>・ 事務局に関する事項</li> <li>・ 経理に関する事項</li> <li>・ 事業年度</li> <li>・ 公告の方法</li> </ul>		
報告の受理		
報告の徴収及び検査		
警告		
処分（業務の一部の停止）		
処分（設立認可の取消し）		
勧告		
意見の聴取		
解散の認可		
合併の認可		
清算人の選任		
財産処分の方法の認可		
清算終了の届出		



## 例5 理容師・美容師養成施設の指定

- 国と県に書類を提出させ、二重に審査している -

### 1 現状

理容師・美容師養成施設は、卒業すれば理容師・美容師の国家試験の受験資格が得られることとなっている。

養成施設の指定の手続きについては、事業者の事前相談(都道府県)から始まり、設置計画書の提出・審査(国、都道府県)、申請書の提出・審査(国)を経て、指定という流れになっている。

< 指定に係る事務の流れ >

事前相談(事業者)	都道府県)
設置計画書の提出(事業者)	国、都道府県には写し)
設置計画書の審査(都道府県)	
審査結果の報告(都道府県)	国)
設置計画書の審査(国)	
申請書の提出(事業者)	国、都道府県には写し)
申請書の審査(国)	
指定	

設置計画書については、都道府県が審査し、さらにまた同じ内容を同じ基準で国が審査するという流れになっている。審査に当たっては、都道府県、国それぞれにヒアリングを行っている。

### 2 弊害

都道府県と国の重複したヒアリングが、事業者の負担となっている。特に国の審査の場合には、事業者は他県にある厚生局まで出向かなければならないことから大きな負担となる。

また、提出書類については、施設の図面、教員の資格証明、備品目録等膨大な量になっており、国、都道府県それぞれに提出することは、事業者にとって負担となる。

さらに、指定に当たっての審査については、都道府県と国が二重に行っており無駄が生じている。

### 3 解決策

現在、理容・美容の養成施設については、国と都道府県が二重に審査を行っているが、実質的にその内容をチェックしているのは都道府県であり、設置後の収支決算や入所者の変更等日常的な報告についても都道府県に行われることになっている。

理容師・美容師は国家資格ではあるが、理容師・美容師が働いている理容所・美容所に関しては、すべて県(又は保健所設置市)の権限となっており、都道府県が現場の実態を把握しながら、業務の適正化や公衆衛生の向上のための事務を行っている。

このため、都道府県に権限を移譲し、一体的に行うことで、ヒアリングや審査事務など事務の効率化を図るべきである。

【理容師・美容師に係る国と都道府県の権限】

理容師・美容師養成施設関係

事項	国	県
・ 指定申請書		写し
・ 設置計画書		写し
・ 変更申請書(定員、施設の構造)		写し
・ 変更の届出(所在地、名称等)		
・ 変更の届出(上記以外)		
・ 収支決算等		
・ 入所者の数及び卒業者の数		

理容所・美容所関係

事項	国	県
・ 開設の届出		
・ 開設の届出事項の変更		
・ 使用に当たっての検査		
・ 地位の承継の届出		
・ 立入検査		
・ 閉鎖命令		

## 例6 水産物直売施設の整備

- 漁村の朝市施設にまで国が関与し、事業着手まで時間がかかる -

### 1 現状

漁業を中心とする町が漁港で朝市を開催し、近郊の都市住民との交流によって、地域の活性化と漁業者の経営安定化を図ろうと計画した。

その中核施設として、新鮮な魚介類の直販と食事を楽しめる「魚センター」を整備することとし、町は国の補助金を要望した。

町からの要望に基づき、県は目的や採算性、施設の規模や使い方、設置場所等交付金の要件を審査し、内容を確認した上で国に申請した。

このように事前に県が審査・確認したものを、国は改めて形式的に審査し、補助金の決定・配分を行っているが、町が計画書を提出してから事業着手までに1年2か月近く（このうち国との調整期間は丸1年）を要した。

### 2 弊害

漁村の朝市といった地域振興策にまで地域の実情が分からない国が関与し、補助金申請における国の二重の審査や協議・調整のために大きな無駄が生じている。

漁村振興といった地域の課題に対して、国の画一的な基準による対応を強いられた結果、住民ニーズに合わないものができた。

地域からの要望もあり、農産物も一緒に販売しようとしたが、国から内規に基づき農産物の売り場面積を1/3以下に縮小するよう指導を受けた。

このため、農産物直売所との併設を希望したが、同一省庁であるにもかかわらず縦割り行政となっており、農業の補助金を一緒に使った建設はできないと言われた。

### 3 解決策

地域の特産品や消費者のニーズを踏まえ、実質的に施設の内容を決めているのも、また実際に運営の責任を取るのも具体的な取組を行う市町村である。

地域振興のために設置する直売施設のような施設は、その施設を利用する人のために考えられるべきであり、住民に身近な市町村に財源を移譲し、事務の簡素効率化を図るべきである。